

令和2年10月27日

新型コロナウイルス感染拡大防止対策チーム
担当者 (相談受診) 野路
(行動指針) 小田、桶田
電話番号 0776-20-0711
県庁内線 5624、5625

発熱時の相談・受診方法が変わります

県では、今後のインフルエンザの流行に備え、かかりつけ医等の身近な医療機関で新型コロナウイルス感染症の診療・検査を行うことができる体制の整備を進めてきました。

このたび、多数の医療機関に参加いただき、新たな診療・検査体制が整ったため、11月1日から、発熱等の症状がある場合の相談・受診方法を下記のとおり変更しますのでお知らせします。

また、これに伴い、県民行動指針を別添のとおり改定しましたのでお知らせします。

記

○ 医療機関への相談・受診方法

- ①発熱等の症状がある場合、まずはかかりつけ医や最寄りの医療機関に電話相談
- ②かかりつけ医がない場合や受診先に迷う場合は、「受診・相談センター」（「帰国者・接触者相談総合センター」から名称変更）に相談
- ③相談先からの案内に従い、医療機関を受診

○ 受診・相談センター

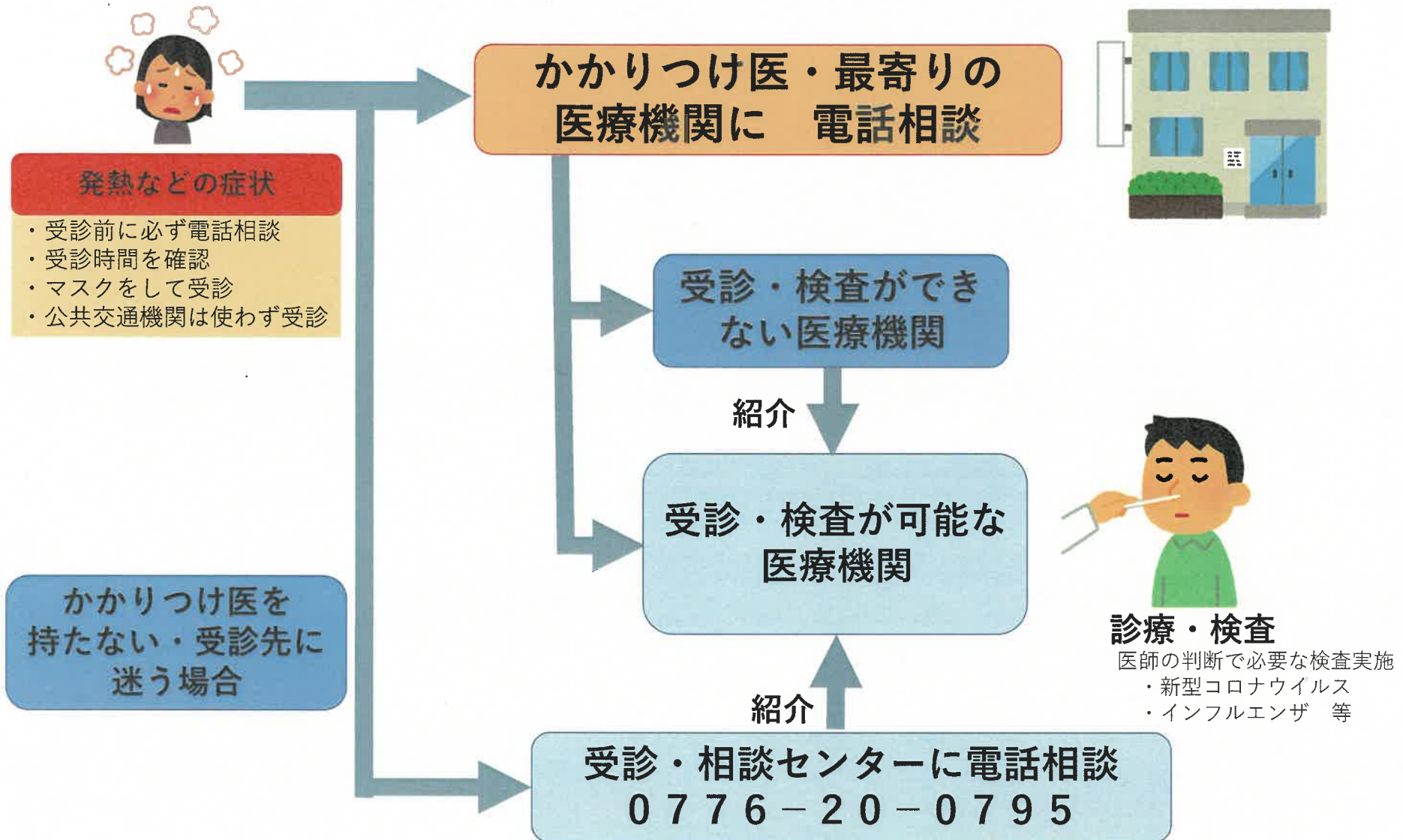
TEL：0776-20-0795

FAX：0776-20-0797

受付：7時～21時（土日祝日含む）

※時間外は携帯電話番号をご案内します

発熱患者の医療機関受診の新たな流れ (11月以降)



※感染症指定医療機関や地域の基幹病院等は、主に入院治療に対応するため、直接受診することは控えてください。